

東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事務) 第11条 本プログラムに関する事務は、<u>学生総合支援課、研究支援課、国際交流課</u> 及び関係部署の協力を得て <u>教育企画課</u> が処理する。 2 (略)</p>	<p>本則 (事務) 第11条 本プログラムに関する事務は、<u>学務部学生総合支援課、学務部国際交流課、研究推進部研究支援課</u> 及び関係部署の協力を得て <u>学務部学生総合支援課教育支援室</u> が処理する。 2 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。